

件名	愛媛県農林水産業体質強化緊急対策基金条例
主管課	農政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>1 設置 本県の基幹産業である農林水産業の体質を強化するための対策を緊急に講ずるため、農林水産業体質強化緊急対策基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○基金積立額 25億円</p> <p>○本基金による対策項目 農林水産業の体質強化に資する下記の各対策に係る経費に充当 ①新規就業・担い手育成確保対策 ②生産基盤整備対策 ③生産振興・強化対策 ④販売力強化対策 ⑤試験研究・普及対策</p>	